平成２６年（フ）第９４７号
千葉市緑区あすみが丘２丁目47番地14
破産者　株式会社エムツースタイル
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９４８号
千葉県八千代市大和田新田485番地24　スミィード・アネックス301、開始決定時の住所千葉市緑区土気町1626番地１　リヴェールＡ棟103号
破産者　玉山　恵己
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１５号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目19番地１　フルハウスⅢ101号
破産者　石田　康敬
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
川崎市川崎区池上新町３丁目２番２号
破産者　有限会社東和商店
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
福井県大野市南六呂師169号136番地
破産者　六呂師高原協業組合
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９４１号
名古屋市天白区古川町29番地セントラルハイツ野並301号室
破産者　株式会社ジャスト・ワン
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４２号
名古屋市天白区古川町29番地セントラルハイツ野並301号室
破産者　株式会社ジャスト・パートナー
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８８号
名古屋市緑区太子３丁目20番地ニューコーポ太子101号
破産者　株式会社Ｌ・Ｃ・ケミカル
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３号
神戸市長田区大橋町５丁目２番１―1001号
破産者　有限会社アドヴァンス
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８４号
兵庫県高砂市北浜町牛谷458番地の４
破産者　株式会社ビッグ・バン
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４号
松江市古志原３丁目２番66号
破産者　小川　敦子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
島根県安来市広瀬町町帳350番地１、前住所島根県安来市切川町1168番地28
破産者　村松　政幸
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２２号
広島県福山市加茂町字粟根606番地の３
破産者　株式会社クワダ建設工業
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５２０号
東京都日野市西平山４丁目３番地の７マ・メゾンＴ・Ｓ102
破産者　斉藤　謙介
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０１号
静岡県浜松市西区湖東町1815番地の68
破産者　有限会社雑貨屋ブルドッグ豊川店
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
静岡県袋井市袋井286番地の１
破産者　有限会社魚秋
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
静岡県袋井市袋井286番地の１
破産者　有限会社遠州総合給食センター
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
三重県志摩市志摩町越賀463番地６
破産者　谷口　治門
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
滋賀県草津市青地町石塚735番地
破産者　三和精密株式会社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７９号
京都市伏見区桃山町遠山95番地の14
破産者　株式会社パッションアート和香
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
京都市伏見区桃山町遠山95番地の14
破産者　有限会社あとり絵優
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係